

香川県報



号外

平成 18 年

8月10日(木曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

選挙管理委員会告示

- 香川県知事選挙の期日 一
- 香川県知事選挙における選挙長及びその職務代理者の選任 一
- 香川県知事選挙において用いる投票用紙の様式 二
- 香川県知事選挙の投票用紙等に押すべき印 二
- 香川県知事選挙における選挙会の日時及び場所 二
- 香川県知事選挙における選挙長の事務を取り扱う場所 二
- 香川県知事選挙において候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日 二
- 香川県知事選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所 三
- 香川県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 三
- 香川県知事選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等 三
- 香川県知事選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるために行うくじの日時及び場所 三
- 香川県知事選挙におけるテレビジョン放送による政見放送を行わない候補者の経歴放送の順序 三
- 香川県知事選挙の執行に伴い香川県議会議員の補欠選挙を行うべき事由の発生 四
- 香川県議会議員補欠選挙に係る選挙人名簿の登録基準日等 四

香川県知事選挙選挙長告示

○香川県知事選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第二百一十一号
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定により、任期満了による香川県知事選挙を平成十八年八月二十七日に執行する。
平成十八年八月十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦
●香川県選挙管理委員会告示第二百二十二号
平成十八年八月二十七日執行の香川県知事選挙につき、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により、選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任する。
平成十八年八月十日

選挙長	職務代理者
住 所 高松市番町五丁目九番 一七—一〇〇一号 氏 名 竹崎 克彦	住 所 高松市西町六番三—二〇 四号 氏 名 佐伯 務

●香川県選挙管理委員会告示第二百二十三号
平成十八年八月二十七日執行の香川県知事選挙につき、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十五条第二項の規定により、投票用紙の様式を次のとおり定める。
平成十八年八月十日

- 一 香川県知事選挙投票用紙 香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

香川県知事選挙投票

香川県選挙管理委員会印

(注意)

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

Blank box for candidate names

備考 白色の用紙に黒色のインクで印刷する。

二 香川県知事選挙点字投票用紙

点字投票

香川県知事選挙投票

香川県選挙管理委員会印

(注意)

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

Blank box for candidate names

備考 1 白色の用紙に黒色のインクで印刷する。

2 点字投票である旨の表示を赤色のインクで印刷する。

3 右上部に「ちじ」と点字で表示する。

●香川県選挙管理委員会告示第二百二十四号

平成十八年八月二十七日執行の香川県知事選挙の投票用紙、投票用封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印は、香川県選挙管理委員会の印とし、印は、刷込式とする。

平成十八年八月十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

●香川県選挙管理委員会告示第二百五号

平成十八年八月二十七日執行の香川県知事選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成十八年八月十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一日 時 平成十八年八月二十九日 午後一時

二場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

●香川県選挙管理委員会告示第二百二十六号

平成十八年八月二十七日執行の香川県知事選挙における選挙長の事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

平成十八年八月十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

ただし、八月十日午前中は、香川県庁本館一二階第一・第二会議室

●香川県選挙管理委員会告示第二百二十七号

平成十八年八月二十七日執行の香川県知事選挙において、候補者がポスター掲示場に公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百三十三条第一項第四号の二及び第五号のポスターの掲示を開始できる期日を、同法第四百四十四条の二第五項の規定により、次のとおり定める。

平成十八年八月十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日 平成十八年八月十日

●香川県選挙管理委員会告示第二百二十八号

平成十八年八月二十七日執行の香川県知事選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十八年八月十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

- 一 日 時 平成十八年八月十一日 午後五時三十分
二 場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

●香川県選挙管理委員会告示第百二十九号

平成十八年八月二十七日執行の香川県知事選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十八年八月十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

三〇、〇五五、五〇〇円

●香川県選挙管理委員会告示第百三十号

平成十八年八月二十七日執行の香川県知事選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第二項及び第二項の規定により、次のとおり定める。

平成十八年八月十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の最高額
イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
ロ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
ハ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
ニ 宿泊料（食料二食分を含む。） 一夜につき一万二千円

ホ 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円
ヘ 茶菓料 一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の最高額
イ 基本日額 一万円

ロ 超過勤務手当 一日につきイの額の五割

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の最高額
イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ一のイ、ロ及びハに掲げる額
ロ 宿泊料（食料を除く。） 一夜につき一万円

四 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用する自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の最高額
イ 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円
ロ 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千円

●香川県選挙管理委員会告示第百三十一号

平成十八年八月二十七日執行の香川県知事選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定による各候補者の政見放送の順序を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十八年八月十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

- 一 日 時 平成十八年八月十日 午後六時
二 場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

●香川県選挙管理委員会告示第百三十二号

平成十八年八月二十七日執行の香川県知事選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第四条第一項ただし書の規定により、テレビジョン放送による政見放送を行わない候補者の経歴放送は、政見放送を行う候補者の経歴放送及び政見放送の終了後引き続き行うものとする。この場合において、政見放送を行わない候補者が二人以上あるときは、その順序はくじで定める。

平成十八年八月十日

●香川県選挙管理委員会告示第百三十三号
 香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

任期満了による香川県知事選挙が平成十八年八月二十七日に執行されることに伴い、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第三項の規定により、香川県議会議員の補欠選挙を高松市選挙区及び仲多度郡第一選挙区において行うべき事由が生じた。

平成十八年八月十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

●香川県選挙管理委員会告示第百三十四号

平成十八年八月二十七日執行予定の香川県議会議員補欠選挙（高松市選挙区及び仲多度郡第一選挙区）に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録の日及び縦覧期間を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定により、次のとおり定める。

平成十八年八月十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成十八年八月十七日（ただし、年齢については、平成十八年八月二十七日で算定する。）

二 登録の日

平成十八年八月十七日

三 縦覧期間

平成十八年八月十八日

香川県知事選挙選挙長告示

●香川県知事選挙選挙長告示第一号

平成十八年八月二十七日執行の香川県知事選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定による選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十八年八月十日

香川県知事選挙選挙長 竹 崎 克 彦

一日 時 平成十八年八月二十五日 午前九時
 二場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

平成十八年八月十日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています